

## 輸出貿易管理令 別表第2関連物質 該当・非該当判定用パラメータシートの記入方法

(1)本パラメータシートは、下記の政省令に基づくものである。

[政令]: 「輸出貿易管理令」(以下「輸出令」と略する):昭和24年 政令第378号  
 最終改正:平成29年4月12日 政令第137号  
 (施行日は、平成29年4月12日。ただし、輸出貿易管理令第四条第二項第二号イ及び同項第四号ただし書の改正規定並びに同令別表第二の三五の四の項の新設規定は、水銀に関する水俣条約が日本国について効力を生ずる日が施行日。)  
 「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令」:昭和49年 政令第202号  
 最終改正施行:平成28年4月1日 政令第52号

[省令]: 「輸出貿易管理令別表第2及び別表第7の規定に基づき貨物を定める省令」  
 :平成4年 通商産業省令第38号  
 最終改正施行:平成19年1月15日 経済産業省令第104号  
 「輸出貿易管理令(昭和二十四年政令第三百七十八号)別表第二の三五の三の項の規定に基づき、経済産業大臣が告示で定めるもの」  
 施行:平成29年8月16日 経済産業省告示172号

[運用通達等]:「輸出貿易管理令の運用について」  
 最終改正施行:平成29年9月15日 輸出注意事項29第21号  
 「麻薬又は向精神薬の原材料の輸出承認について」  
 最終改正施行:平成29年8月1日 輸出注意事項29第11号  
 「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書附属書A, 附属書B, 附属書C及び附属書Eに掲げる物質の輸出承認について」  
 最終改正施行:平成27年4月22日 輸出注意事項27第7号  
 「化学物質の輸出承認について」  
 最終改正施行:平成30年4月1日 輸出注意事項30第3号  
 「特定水銀、水銀化合物及び水銀使用製品等の輸出承認について」  
 最終改正施行:平成29年8月16日 輸出注意事項29第13号  
 「絶滅のおそれのある野生動植物等の輸出承認について」  
 最終改正施行:平成27年4月1日 輸出注意事項27第2号

(2)本パラメータシートの対象貨物範囲は、下記の通り

貨物名	輸出令別表第2の項番	物質リストの様式番号
麻薬及び向精神薬原料関連	21の3の項	別2-21-3物質リスト
オゾン層を破壊する物質関連	35の項	別2-35物質リスト
ロッテルダム条約で定める有害な化学物質及び駆除剤、販売禁止農薬、特定毒物、労安法製造等禁止有害物、化審法第一種特定化学物質関連	35の3の項	別2-35-3物質リスト
水俣条約で規定する特定の水銀(※)	35の4の項(1)	無し
ワシントン条約関連	36の項	無し

※ 35の4の項(2)の水銀使用製品等は本パラメータシートでは扱わない。

但し、輸出令別表第2には上記以外の貨物も掲載されているので、本パラメータシートで非該当と判定された場合であっても他の項に該当しないかどうか確認すること。

- (3)様式で示された質問に対し、回答欄の □内に「レ」あるいは「×」を記入し、回答欄に表示されている指示に従いチェックを進めること。
- (4)判定しにくい場合、又は条件付きの場合は、記入欄にその旨記入すること。
- (5)質問欄の上部の「貨物名」「メーカー名」「品種及び等級」は当該様式の全ページに記入すること。
- (6)当該様式の「作成責任者」の欄に記入の上、捺印すること。